

(参考資料)

・国際委員会における決定事項等

国際委員会における決定事項

(1) 中西部太平洋:WCPFC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。
- ③ 30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。

※一昨年合意された現行措置の継続

(2) 東部太平洋:IATTC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限は3,300トン为原则とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理。
- ③ 漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲の比率を50%以下とするよう努力。

※②、③については、一昨年合意された現行措置の継続

WCPFC年次会合の結果

1. 昨年8月の北小委員会の合意事項(*1)が採択。
2. WCPFCより「北小委員会」へ、本年の年次会合での採択を目指し、以下の示唆を十分に考慮するよう要請。
 - ① 遅くとも2034年までに $B_{F=0}20%$ (*2)の20%まで資源を回復させる保存管理措置を策定すべき
 - ② 「緊急ルール」(加入量の著しい低下が発生した場合に緊急的に発動する措置)を策定すべき

また、これらの検討のために、ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に対し、「加入量の著しい低下」と「低下に伴うリスク」を定義するよう要求。

*1 北小委員会の合意事項

- ・ 現行措置において、小型魚の枠から大型魚の枠へ振り替えることが可能とする。
- ・ 養殖活動について、データ収集を強化する。
- ・ 長期管理方策について、2030年までの次期中間目標(現行の中間目標は2024年までのもの)を、2017年の「北小委員会」で作成する。また、そのために必要となる科学的な検討を行い、その結果を議論するための関係者会合(ステークホルダー会合)を、2017年春に日本で開催する。

*2 $B_{F=0}20%$ (初期資源量):資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字

韓国産太平洋クロマグロの取り扱いについて

(1) WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)における保存管理措置及び韓国の漁獲上限

① 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。

⇒韓国の漁獲上限は718トン

② 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。

⇒韓国の2002-04年の漁獲量は0トン

(ただし、小型魚の枠から大型魚の枠へと振替え可能)

③ 上記①②の措置に加え、2016年に韓国は枠のない大型魚を470トン漁獲したことを受け、自主的にその半数の235トンを5年間で分割返済する(1年当たり47トン)としたため、2017年の韓国の漁獲上限は671トンとなっている。

(2) 2017年の韓国産太平洋クロマグロの取り扱いについて

- 2017年3月6日(月)、韓国の現地報道を通じ、同日、釜山共同市場にクロマグロが300トン以上が水揚げされ、同日までの総漁獲量が713トンに達したため、韓国政府は、業界宛てにクロマグロの捕獲禁止及び委託販売禁止命令公文書を送付したとの情報を入手。
- このため、水産庁では、現地大使館等を通じ、情報収集を行うとともに、3月8日(水)付けで、輸入・卸売・買受業者に向け、状況を周知するとともに、韓国産太平洋クロマグロの輸入及び取扱における配慮を要請。
- 韓国政府から、外交ルートを通じ、講じた措置について情報が得られたことから、3月14日(火)付けで、3月7日(火)以降に漁獲された韓国産太平洋くろまぐろの輸入又は取扱の自粛を要請。

我が国の大型魚・小型魚(30kg未満)別漁獲状況

トン

年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計		
	太平洋		日本海		小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	赤道以北		赤道以南		小型魚		大型魚		小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚		小型魚	大型魚
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚					小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚													
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚		小型魚	大型魚
1994	126	6,525	694	786	912	7,219		238		20		968	1,226	4,111		162		637	522	344	54	6,165	9,021	15,186					
1995	36	4,801	496	13,575	13,611	5,298		107		10		571	688	4,778		270		1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091					
1996	2,489	2,601	450	2,104	4,593	3,051		123		9		778	909	3,640		94		898	251	255	315	9,480	4,527	14,008					
1997	2,823	2,606	708	7,015	9,838	3,314		142		12		1,158	1,312	2,740		34		666	138	333	478	13,610	5,242	18,852					
1998	719	1,670	326	2,676	3,395	1,995		169		10		1,086	1,266	2,876		85		403	471	291	409	7,049	4,142	11,191					
1999	1,293	9,747	579	4,554	5,847	10,326		127		17		1,030	1,174	3,440		35		902	195	399	309	10,624	12,004	22,628					
2000	900	6,546	747	8,293	9,193	7,293		121		7		832	959	5,217		102		701	424	233	456	15,445	9,132	24,577					
2001	586	2,313	239	4,481	5,068	2,552		63		6		728	797	3,466		180		1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212					
2002	193	3,131	599	4,981	5,174	3,729		47		5		794	846	2,607		99		1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186					
2003	183	203	571	4,812	4,995	774		85		12		1,152	1,249	2,060		44		648	191	205	241	7,951	2,455	10,407					
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,465	4,792		231		9		1,616	1,855	2,445		132		660	235	82	432	6,785	7,314	14,099					
2005	155	185	3,694	8,783	8,938	3,879		107		14		1,818	1,939	3,633		549		1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668					
2006	1,352	280	2,012	5,236	6,588	2,292		63		11		1,058	1,131	1,860		108		991	430	280	498	9,828	4,350	14,178					
2007	124	718	2,123	3,875	3,998	2,841		83		8	72	1,607	72	1,698	2,823		236		1,142	361	249	408	8,519	5,309	13,828				
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028		19		8	131	1,240	131	1,267	2,377		64		1,739	619	380	390	11,885	5,304	17,188				
2009	33	795	1,299	5,950	5,983	2,094		8		7	138	935	138	950	2,003		50		1,274	962	257	319	9,704	4,324	14,029				
2010	49	21	1,052	2,620	2,669	1,073		5		6	160	724	160	735	1,583		83		1,289	314	157	337	5,941	2,459	8,401				
2011	16	305	114	1,792	6,243	2,097		9		11	108	720	108	740	1,820		63		763	888	108	175	9,105	3,899	13,004				
2012	3	198	170	671	1,592	869		6		8	266	401	266	415	570		113		1,393	539	167	176	4,101	1,999	6,100				
2013	0	279	226	1,502	990	1,782		7		7	235	543	235	557	904		8		1,020	395	142	387	3,299	3,120	6,419				
2014	0	47	203	2,000	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023		5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577				
2015	102	837	9	1,810	931	2,714	0	12	0	4	188	418	189	433	394	19	7	0	843	424	127	280	2,490	3,870	6,360				
2016	32	1,255	209	1,772	2,069	3,027	1	12	0	4	181	461	182	476	756	23	45	0	654	573	238	269	3,944	4,368	8,312				
02-04 年の平均	173	2,009	1,090	4,372	4,545	3,098		121		9		1,187	1,317	2,371		92		772	173	236	294	8,015	4,882	12,897					

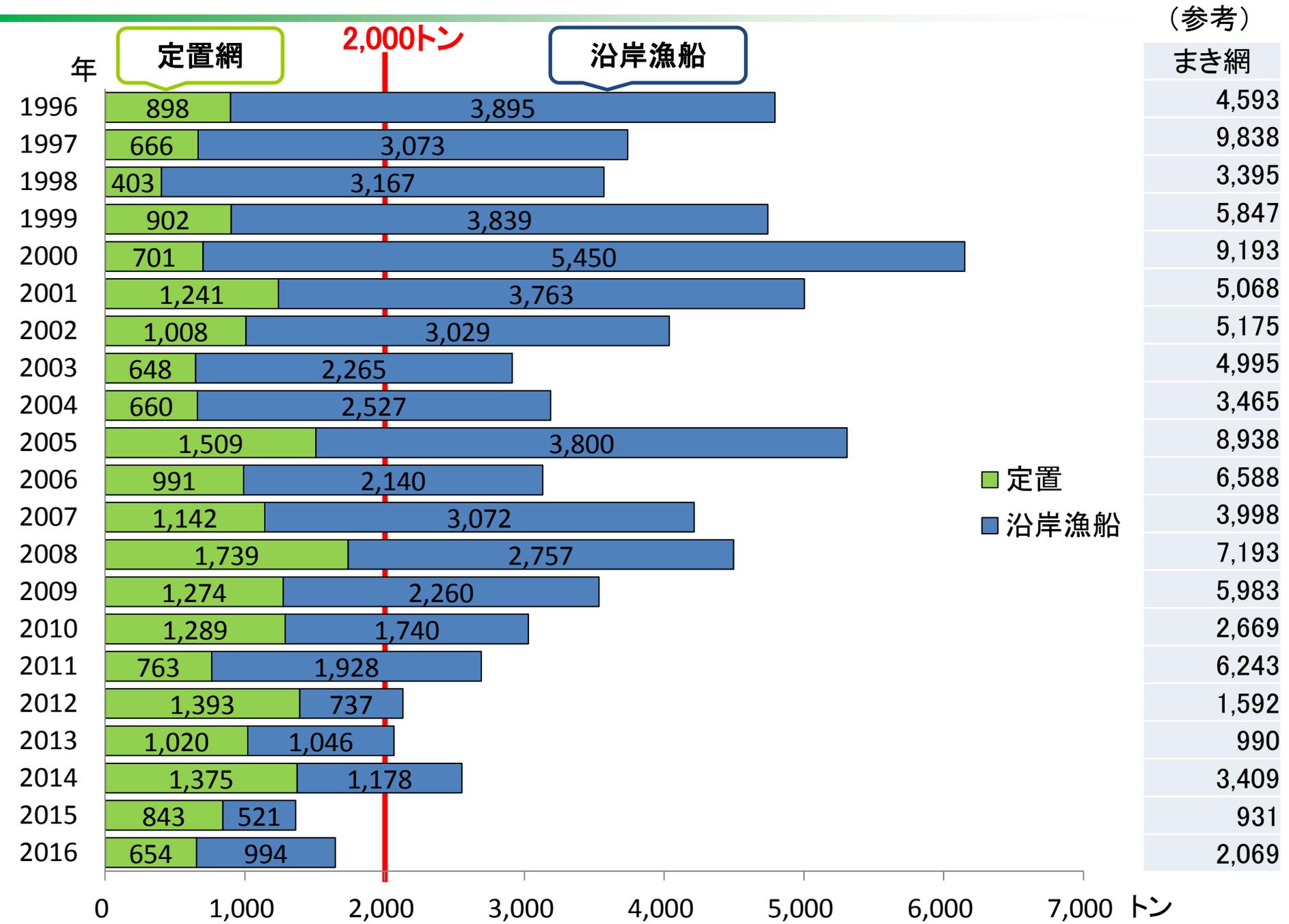
※国際水産資源研究所による推定値

太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		3	7,088	9,829	16,917
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		844			12			17,089
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		480			16			11,234
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,706		653						13,179
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の85% (▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年～2016年の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコのデータはISC報告データ。
 ※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

定置網の小型魚漁獲状況



・第3管理期間の小型魚の管理について

事項	内容
1.法令担保	<ul style="list-style-type: none">・TAC対象魚種に指定(平成29年4月21日)・平成30年から管理開始に向け基本計画を作成
2.関係者との意見交換等	<ul style="list-style-type: none">・管理制度や収入安定対策に関し、現地説明会を開催・操業時期の調整等を行う自主的管理を促進
3.正確な漁獲報告の把握等	<ul style="list-style-type: none">・漁業者や漁協等の協力の下、都道府県を通じた正確で速やかな漁獲数量把握と報告・連絡体制を整備
4.流通関係者との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・市場等の流通関係者に対する働きかけを強化
5.漁獲構造の改善	<ul style="list-style-type: none">・小型魚主体の漁獲構造から、大型魚の漁獲割合が増えるよう都道府県や関係業界と調整(大中型まき網の大型魚へのシフト)
6.留保枠の設定	<ul style="list-style-type: none">・急激な漁獲への対応ができるような水産庁留保枠の設定に向け、都道府県や関係業界と調整
7.定置網の共同管理・技術開発	<ul style="list-style-type: none">・定置網の共同管理での漁獲枠遵守のための取組を継続・混獲の回避等のための技術開発を継続
8.漁獲枠の増大	<ul style="list-style-type: none">・資源回復により親魚資源の回復が確認されれば、小型魚を含めた漁獲枠の増加が可能となるよう、関係国と粘り強く交渉

・大中小型まき網漁業の漁獲枠について

平成 29 年 5 月 29 日
水 産 庁

大中小型まき網漁業の漁獲枠について (太平洋クロマグロ)

水産庁は、太平洋クロマグロ資源のなお一層の回復を図るため、第3管理期間（注1）に小型魚（注2）の漁獲枠を減らし、一部を大型魚（注3）の漁獲枠に振り替えることとします。

<内 容>

1. 太平洋クロマグロは、漁獲尾数の大半が小型魚となっていることから、大型魚の漁獲割合を増やすことで、なお一層の親魚資源量の回復に貢献します。
2. 今般、大中小型まき網業界（全国まき網漁業協会）が、小型魚の漁獲枠を減らし、大型魚の漁獲枠を増やすことについて検討した結果を踏まえ、第3管理期間に、
 - ①小型魚の漁獲枠を現行の2,000トンから1,500トンに削減し、
 - ②削減分の500トンのうち、250トン大型魚へ、残りの250トン水産庁留保枠とすることとします。

注1：沿岸漁業は本年7月から翌年6月まで、沖合漁業（大中型まき網漁業等）は本年1月から12月まで

注2：30キログラム未満の小型魚

注3：30キログラム以上の大型魚

<参 考>

○WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）は、2016年に、「翌年より小型魚の漁獲枠から大型魚の漁獲枠への振替を可能」とすることを決定。

○ISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）は、中西部太平洋のまき網漁業の漁獲上限を、小型魚の枠から大型魚の枠に250トン移譲した場合、低加入という前提を用いた場合でも、暫定回復目標を達成する確率が現状の62%から73%に上昇するとの将来予測結果を提示。

・大中小型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の特徴

操業海区	管 理		
		年間漁獲上限	第2管理期間漁獲実績
東シナ海 日本海 太平洋	小型魚	第2管理期間 2,000トン 第3管理期間 → 1,500トン	1,937トン
	大型魚	3,098トン → 3,348トン	3,027トン
	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理 ・日本海では大型魚1,800トンを上限とし8月の操業を自粛 		

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚					養殖用種苗						小型魚
日本海	山まき							大型魚					
太平洋	北まき							大型魚					

遠まき: 日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき: 山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき: 北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

・大中小型まき網漁業の取組み状況

大中小型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

- ・大中小型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

【大型魚(30kg以上)】

- ・大中小型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン

- ・日本海大中小型まき網業界の自主規制として、日本海の産卵期(6～8月)の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。また、8月の操業を自粛。

※ 日本海産卵期漁獲実績：

1,796トン(2011年)、702トン(2012年)、1,560トン(2013年)、

1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)

・沿岸くろまぐろ漁業

これまで

自由漁業(曳き縄漁業等)に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
 (平成23年4月から順次実施)

沿岸クロマグロ漁業の**実態把握**
 (漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海
 域、トン数階層等)

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
 の海域区分

太平洋広域漁業
 調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸クロマグロ漁業の**管理体制の強化**

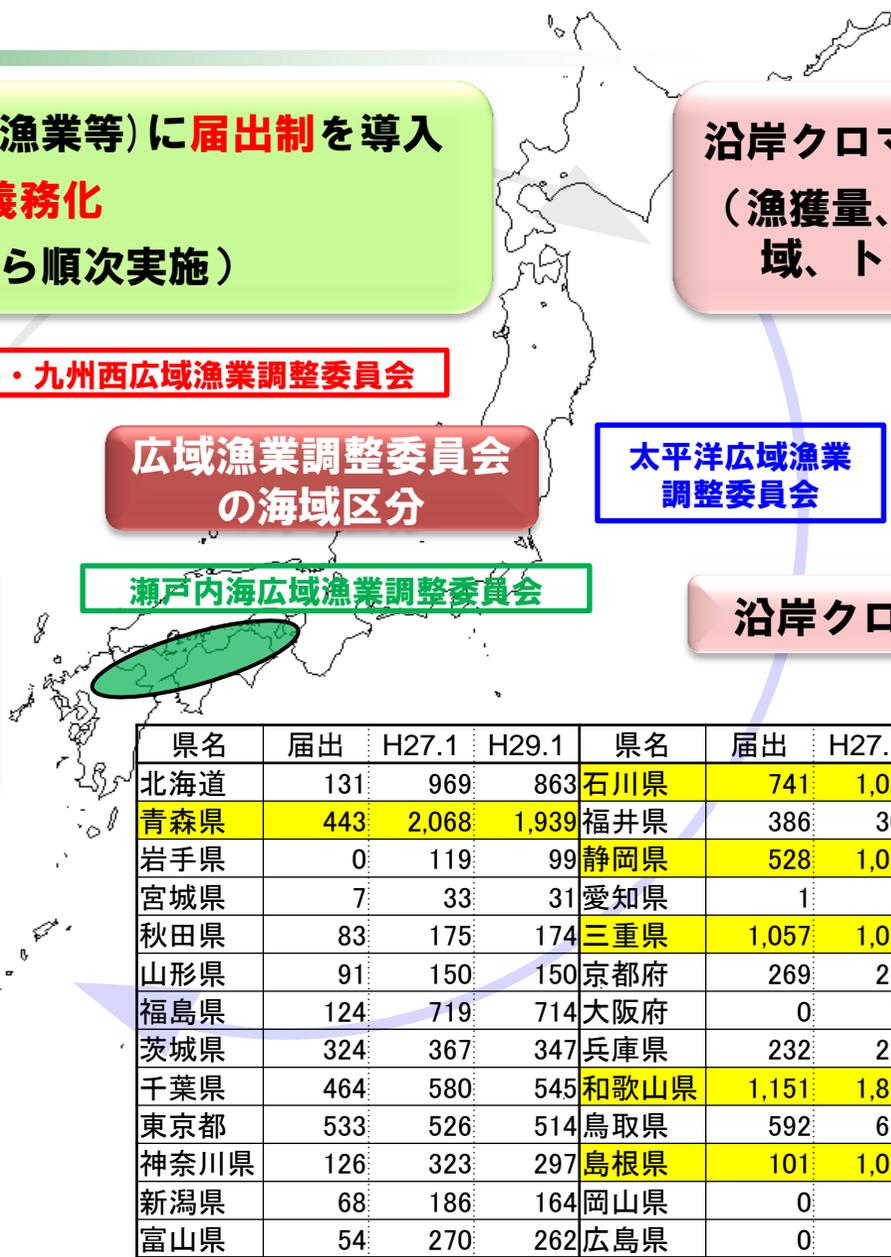
平成26年4月1日以降

・届出制から**承認制**へ移行
 広域漁業調整委員会の指示
 に基づき**隻数制限**を導入
 ・平成27年1月 更新1回目
 ・平成29年1月 更新2回目

定置漁業の免許数抑制
 (2010年1月から実施)

クロマグロを主たる漁獲物とする
 定置漁業の免許数の抑制等
 【法的根拠：漁業法】

農林水産大臣から各都道府県知事に指示



県名	届出	H27.1	H29.1	県名	届出	H27.1	H29.1	県名	届出	H27.1	H29.1	
北海道	131	969	863	石川県	741	1,027	993	山口県	699	1,816	1,651	
青森県	443	2,068	1,939	福井県	386	304	282	徳島県	250	492	476	
岩手県	0	119	99	静岡県	528	1,025	1,014	香川県	0	0	0	
宮城県	7	33	31	愛知県	1	1	1	愛媛県	62	90	90	
秋田県	83	175	174	三重県	1,057	1,077	991	高知県	1,171	2,949	2,715	
山形県	91	150	150	京都府	269	264	264	福岡県	597	668	556	
福島県	124	719	714	大阪府	0	11	11	佐賀県	37	46	45	
茨城県	324	367	347	兵庫県	232	253	251	長崎県	1,917	2,503	2,503	
千葉県	464	580	545	和歌山県	1,151	1,897	1,739	熊本県	54	134	114	
東京都	533	526	514	鳥取県	592	651	581	大分県	58	146	139	
神奈川県	126	323	297	島根県	101	1,054	1,002	宮崎県	530	669	568	
新潟県	68	186	164	岡山県	0	0	0	鹿児島	260	519	467	
富山県	54	270	262	広島県	0	1	1	沖縄県	3	4	4	
									合計	13,144	24,086	22,557

注: 黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県
 ※H29.1は、現在、最終取りまとめ中

※対象漁業、提出書類及び漁獲実績報告書は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

・太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する全国調査結果①

1. 経緯

昨年(平成28年)、沿岸くろまぐろ漁業の操業に関し、広域漁業調整委員会の承認を得ていなかったり、漁獲量の未報告があったことから、沿海地区の全都道府県に対し、同委員会の承認制の周知徹底や漁獲量の報告体制を調査。

2. 調査結果の概要

(1) 今回の調査により、延べ12県で、無承認操業や漁獲量の未報告等を確認。

・無承認操業	・漁獲量の未報告及び報告内容の誤り
3県(約13.6トン)* ・長崎県、静岡県、和歌山県	9県(約118.5トン)* ・長崎県、三重県、静岡県、岩手県、宮城県、千葉県、新潟県、和歌山県、鹿児島県

* ()内はそれぞれ該当する漁獲量。「約」は、漁業者等が証憑類を紛失し、確認がとれなかったものを含むため。
注:その他の都道府県は疑義事例なしとの報告。

(2) 無承認操業や漁獲量の未報告等の事例の内容と改善方向。

事例の内容	考えられる改善方向
無承認操業 ・承認制の認識に欠如 ・承認申請中に操業	【県・漁協等】 ・漁業者及び漁協等役職員への周知徹底

・太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する全国調査結果②

事例の内容	考えられる改善方向
<p>漁獲量の未報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段使用していない港や市場への水揚げや出荷 ・漁業者による直接販売 ・混獲 	<p>【漁業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協等への報告を徹底 <p>【県・漁協等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者への周知徹底 ・漁協等における報告ルールの再点検
<ul style="list-style-type: none"> ・報告期限の誤認 ・漁協集計時のケアレスミスによる未報告 	<p>【漁協等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル化やシステム化、二重チェック体制の構築

3. 水産庁の対応

太平洋クロマグロ資源の回復を図っていくためには、WCPFCの国際約束を踏まえた漁獲管理が不可欠。このため、今回の調査結果を踏まえ、クロマグロの資源管理の遵守・徹底を図る観点から、クロマグロのTAC化や地域内での自主的漁獲管理の促進などを図り、適正な漁獲管理、正確な漁獲報告と速やかな把握を行う方針。

・第2管理期間の当初配分の漁獲枠への追加について

【第2管理期間の漁獲管理】

- ・ 太平洋クロマグロ小型魚の漁獲管理については、第2管理期間が終了する6月末まで管理の徹底を図ったところであるが、結果として生じた超過分は、国際ルールにのっとり、次の管理期間から差し引かざるを得ない。
- ・ しかしながら、避けられない混獲や、県内で地域別に枠を決めている場合に、地域単位では未消化枠でありながら操業自粛になる地域の操業機会の配慮が必要であることから、公平性を担保するため、平成29年4月に、当初配分の漁獲枠に追加（以下、「追加配分」と称する。）し、漁獲上限の目安数量を配分。
- ・ また、追加配分の数量については、厳格な漁獲管理を求めるとし、こうした取組を通じて、第2管理期間の漁獲量を最大限抑制するための取組を実施した。

漁獲上限の目安数量の使用に関する取扱い

- (1) 追加配分された数量は、真にやむを得ない混獲や県内で地域別に枠を決めている場合に、地域単位では未消化枠がありながら、操業自粛になる地域の操業機会の配慮などに充当すること
- (2) 追加配分された数量は、第2管理期間に操業する漁業者に個別配分すること
- (3) 追加配分された数量は、原則として第3管理期間から差し引くこと
- (4) 既に都道府県ごとの漁獲枠を超過している場合は、残りの第2管理期間中、追加配分された数量の範囲内でのみ漁獲を認めること
- (5) (1)～(4)が遵守できない場合は、配分された数量を返納すること
- (6) 今回追加に当たり、疑義がある場合は、随時協議すること

各県における定置網の取組み事例①

青森県

○太平洋

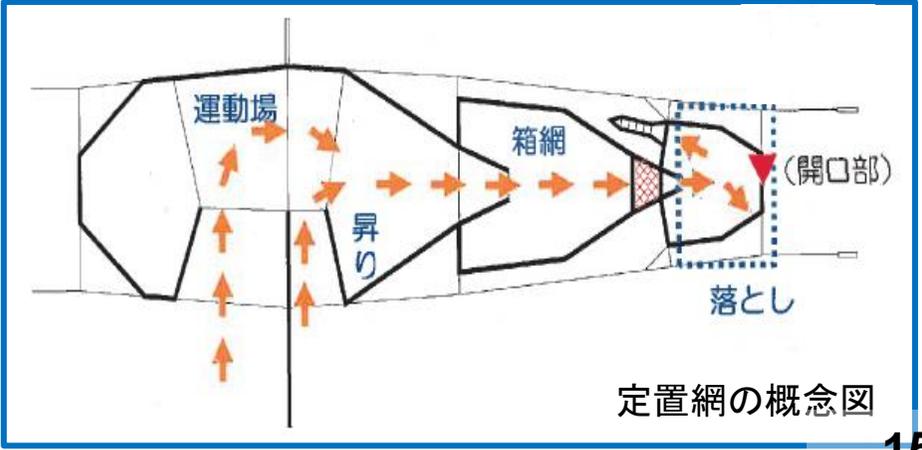
- ・ 生きている個体の放流に取り組み、突発的な漁獲があった場合は網起こしの回数を制限する。
- ・ 上記取組を行ってもなお漁獲が積み上がる時は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。
- ・ 太平洋側については、更に4地区に分け、地区別の漁獲上限を設定している。
- ・ 平成28年7月～平成29年1月の漁獲状況について、1つの地区が漁獲上限目安を超過したため、同地区漁協には漁獲報告を毎日提出させることとし、漁獲抑制に向けた取組を検討するよう県が指示した。

○日本海

- ・ 漁協に配分された漁獲上限をさらに個人に振り分けて管理している。今漁期については、急激に漁獲が積み上がった際に網口を解放させるとともに、7月早々に漁を切上げた他、秋口の漁獲抑制のために操業開始を1か月遅らせ、盛漁期である5、6月に向け枠を残したところである。
- ・ 6、7月に毎日漁獲報告を提出させている。

秋田県

- ・ 30kg未満の個体の放流に取り組み。放流した際は、写真を残すよう主な経営体へ指導している。
- ・ 突発的な大量漁獲の可能性がある経営体（1経営体）については、魚捕部を素早く全開放してクロマグロを逃がすよう漁具の改良を行った（落としに開口部を設け、通常は結び目を作って閉じているが、大量漁獲時は速やかに解くことが可能である。ただし、現時点において突発的な大量漁獲はなく、全開放した例はない）。



各県における定置網の取組み事例②

富山県

- 3地区に分け、地区別の漁獲上限を設定している。

氷見漁協地区(54.1トン)	新湊漁協地区(23.1トン)	その他漁協地区(6.5トン)
<ul style="list-style-type: none"> 2月中旬～下旬に、18経営体が網起こしの休止を実施した。 漁獲上限目安を超えた時点で、今後一定以上の漁獲が継続した場合、協議の上、全経営体が参加して網起こしを休止することを取り決めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 12月下旬から1月中旬にかけて、輪番で網起こしの休止(各1回)を行った。 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 1月9日に漁獲量の多くを占める漁協地区の全4経営体が一斉に網起こしの休止を実施した。 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。

- 30kg未満の生きている個体の放流に取り組み、休漁相当の措置に可能な範囲で取り組む。

石川県

- 平成29年2月20日に漁獲上限目安の8割に到達し、**休漁の実施を決定**した。
 - 1経営体につき100kg以上の漁獲が生じた場合は翌日1か統の網起こしを自粛する。
 - 地区全体(6経営体)につき計200kg以上の漁獲が生じた場合は輪番方式で翌日1経営体の網起こしを自粛する。
 - 地区全体(3経営体)につき計200kg以上の漁獲が生じた場合はその日最も多く漁獲した者が翌日1か統の網起こしを自粛する。
- 30kg未満の小型魚の生きている個体の放流に取り組む。

・日本定置網漁業協会の取組みイメージ①

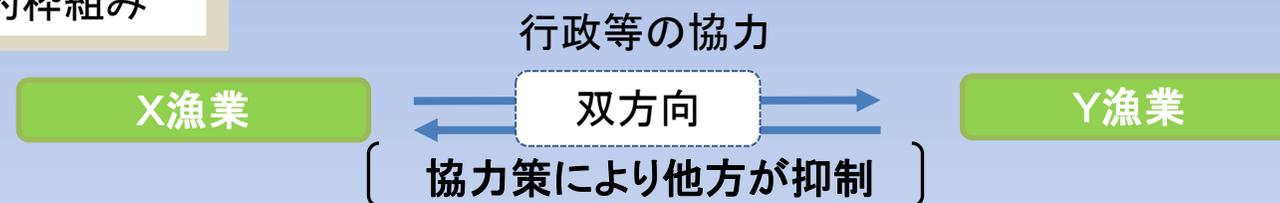
目的

国際約束の遵守・徹底

来遊への柔軟対応

漁獲量を枠内に収束

枠組みの基本的枠組み



漁獲枠遵守のための取組み

漁獲枠超過の公的規制

	主漁期	その他の時期	枠組み参加	枠組み不参加
定置網	網起こし回数減 休漁 等	採捕の抑制	クロマグロを 主目的とする 採捕の停止命令	全面停止命令 (混獲も×)

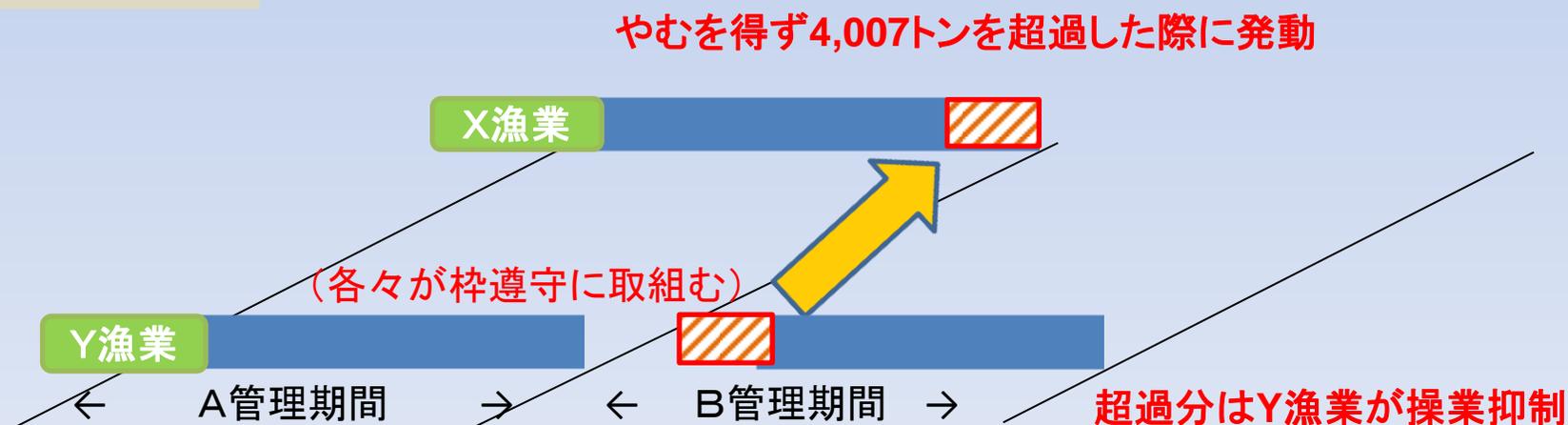
※ 協力金は、能動的漁業の漁獲枠削減につながり、操業計画を変更する必要があるため、その経営に及ぼす影響を緩和するためのもの

・日本定置網漁業協会の取組みイメージ②

具体的手法

- ① 都道府県計画による取組みの徹底
- ② 定置網の共同管理に参加する都道府県のみ対象
- ③ クロマグロを漁獲する可能性のある全員の参加が基本
- ④ 参加する都道府県は、自都道府県目安量の遵守に取り組むとともに、来遊状況の変化等による当該目安量を超過した場合のリスクを共有
- ⑤ 全体枠4,007トンを超えた際に協力金の枠組みを発動
- ⑥ 協力金の総額は、能動的漁業の削減量×単価
- ⑦ 当該都道府県協力金分担額＝協力金×当該都道府県目安超過量／共同管理枠超過量(参加都道府県目安超過量の合計)
- ⑧ 都道府県内の徴収方法は、各都道府県の事情により決定
- ⑨ 徴収は、管理期間終了後【後決め後払い方式】※全国団体へ振込み

概念図



・遊漁への取り組み

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

＜基本的な考え方＞

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととする。

- ・漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えていただくよう「理解と協力」を求めていく。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各HPやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査

・平成26年調査結果：各都道府県から提出された採捕量を、それぞれ提出率で逆算した推計値により集計（調査期間 平成26年1月1日～平成26年12月31日）

○全重量：15.6トン（推計値） ○30kg未満重量：6.4トン（推計値）

・平成29年調査：昨年12月に各都道府県に調査を依頼、来年5月に結果をとりまとめ、公表予定（今後、継続的な調査を予定）

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、極めて少ないと考えられる。

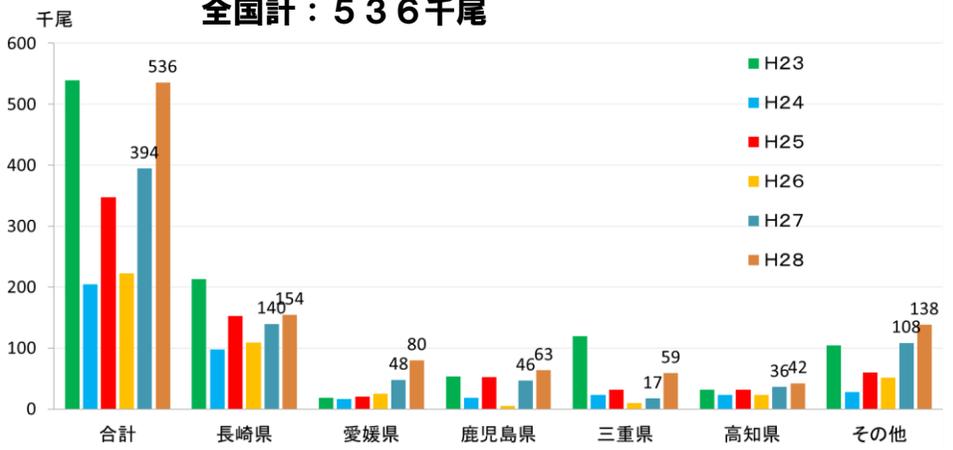
・クロマグロ養殖の現状

○種苗活込み数

全国計：1,027千尾（2016年）

うち天然種苗

全国計：536千尾

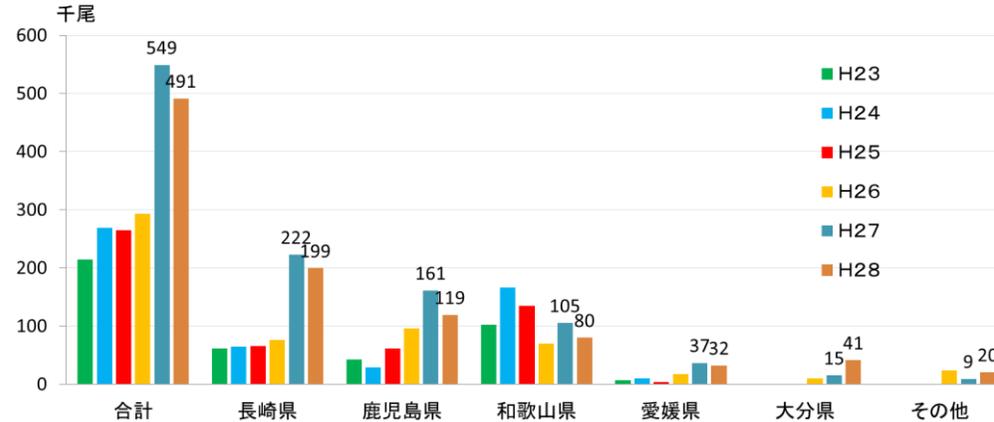


注1：その他とは、佐賀県、熊本県、山口県、沖縄県、大分県、京都府、宮崎県
 注2：「H28」合計値の採捕方法別内訳は、曳き縄283千尾、まき網253千尾

※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

うち人工種苗

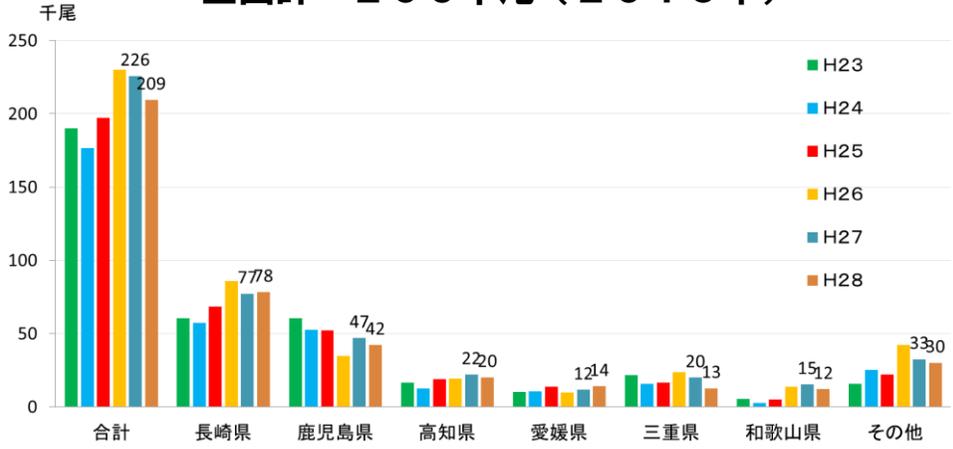
全国計：491千尾



注1：その他とは、沖縄県、宮崎県、高知県
 注2：人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、養殖用種苗として取引される前に海面の養殖場で死亡するものを含む

○出荷尾数

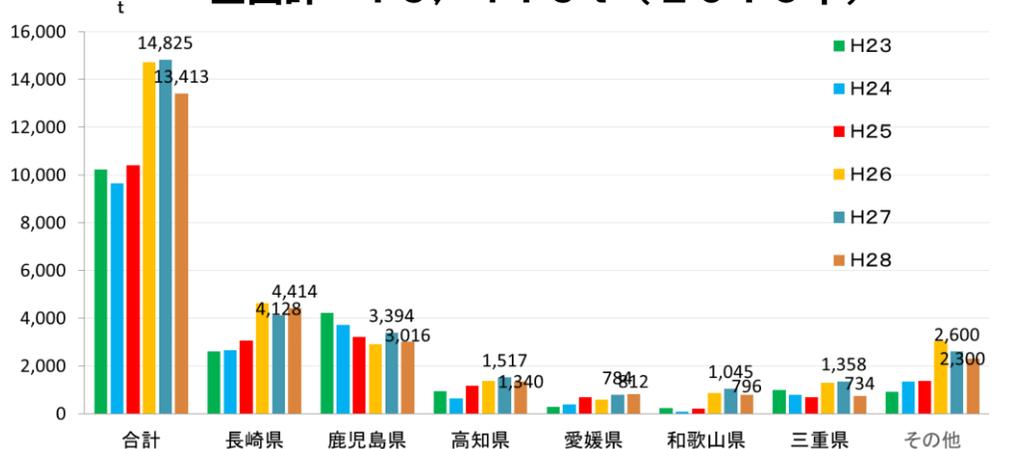
全国計：209千尾（2016年）



注：その他とは、大分県、熊本県、沖縄県、山口県、京都府

○出荷重量

全国計：13,413t（2016年）



注：その他とは、京都府、山口県、愛媛県、熊本県、沖縄県

・漁獲モニタリングの改善方向について

◇漁獲モニタリング(漁獲実績報告)

養殖用種苗を含む太平洋クロマグロの漁獲実績は、大中型まき網漁業者や沿岸くろまぐろ漁業者より、それぞれ報告され、漁獲モニタリングにより水産庁HP「くろまぐろの部屋」で公表。

◇養殖場への活込み状況

養殖場への活込み状況については、養殖業者がクロマグロ養殖の実績を報告。



両者(漁獲と活込み)には差があることから、改善が必要

2014年	漁業者報告	養殖業者報告	差	誤差率
大中型まき網漁業	14.6万尾	15.2万尾	△0.6万尾	△ 4%
沿岸くろまぐろ漁業	5.5万尾	6.5万尾	△1.0万尾	△15%
2015年	漁業者報告	養殖業者報告	差	誤差率
大中型まき網漁業	14.8万尾	14.9万尾	△0.1万尾	△ 1%
沿岸くろまぐろ漁業	20.0万尾	24.4万尾	△4.4万尾	△18%
2016年	漁業者報告	養殖業者報告	差	誤差率
大中型まき網漁業	26.9万尾	25.0万尾	1.9万尾	8%
沿岸くろまぐろ漁業	26.6万尾	28.3万尾	△1.7万尾	△ 6%

- ◎大中型まき網漁業:ステレオビデオカメラ等の導入
- ◎沿岸くろまぐろ漁業:漁獲実績報告の徹底

※2016年の養殖業者報告は速報値。

太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業(新規)

【平成29年度予算額 : 30(-)百万円】

定置網漁業は、クロマグロを狙って設置していなくても漁獲が積み上がり、操業を中止せざるを得ないことから、混獲回避・漁獲抑制のための漁具改良等を支援

補助対象：
 原材料費、調査費、旅費、人件費、謝金、通信・運搬費、機器装置等購入費、賃借料、その他の経費

補助率：定額
 (1箇所×30百万円)

事業実施主体：民間団体等

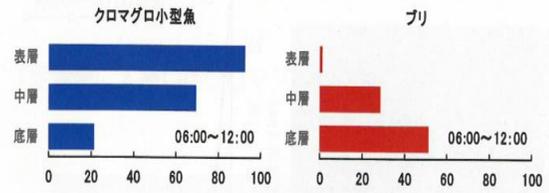
事業実施期間
 平成29年～平成31年

その他：
 クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数の抑制等(2010年1月から実施)

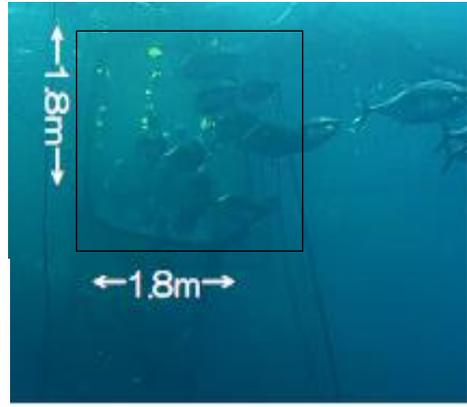
- ・ 特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網においても漁獲抑制が必要
- ・ クロマグロが漁獲上限に達した場合、操業中止(クロマグロ以外の魚も漁獲不可)
- ・ 漁獲状況は地域や時期により異なり、実情に即した漁具改良等の対策が必要
- ・ 選別網や逃避口の設置等により漁獲を抑制

【遊泳層の違いを利用】

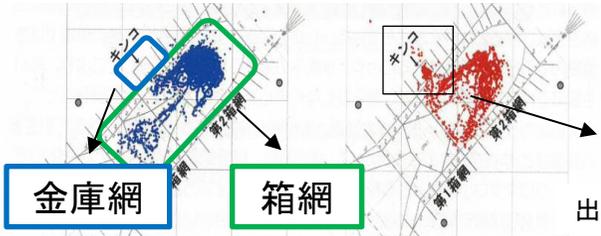
<6時～12時>
 マグロは表層、ブリは底層を遊泳



表層に逃避口を設置



【遊泳経路の違いを利用】

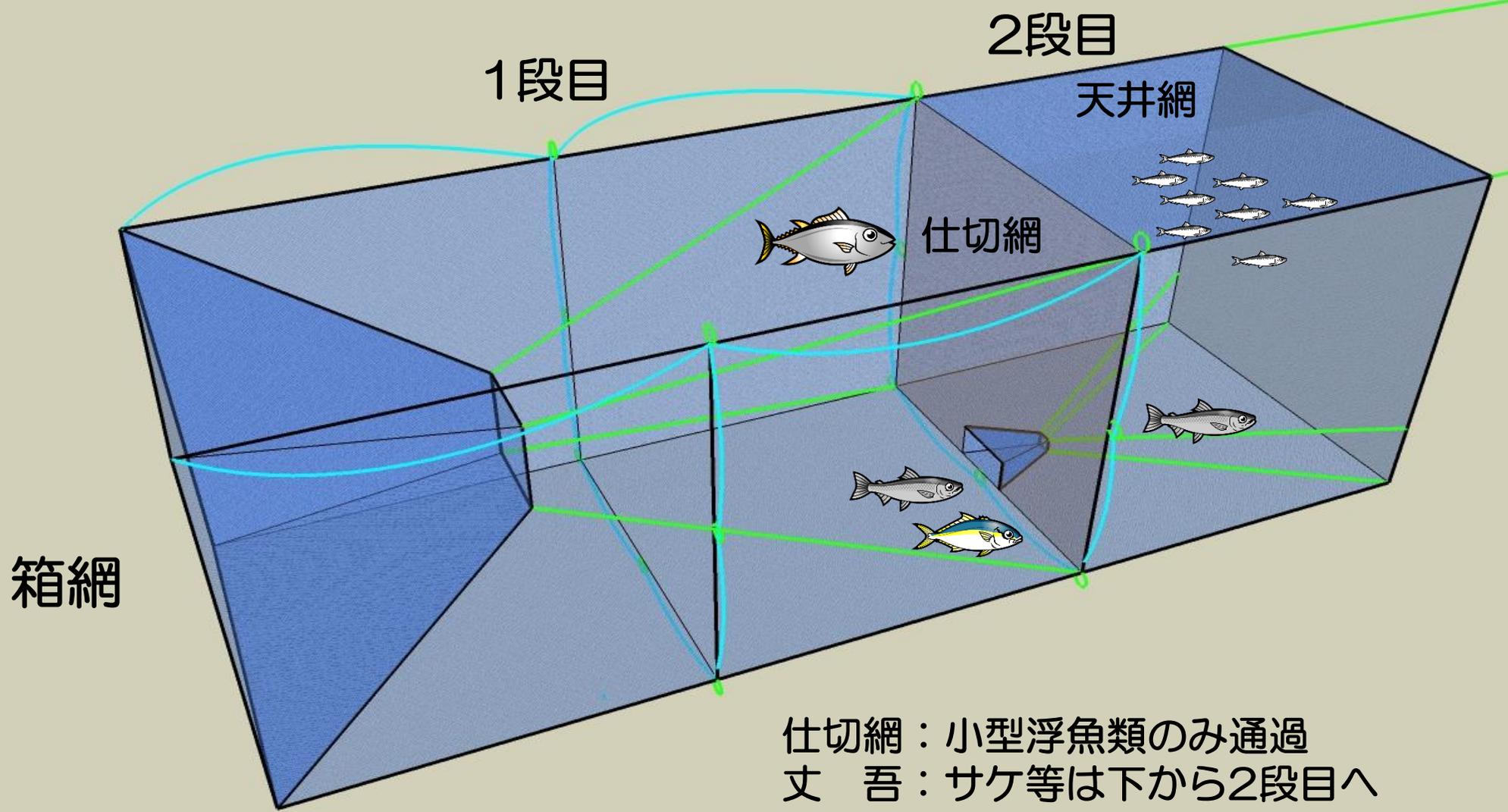


ブリは金庫網へ入網
 マグロは広く箱網を移動

出典:「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」報告書

漁具改良等により、網揚げせずに漁獲抑制が可能
 国際約束の履行 + 地域経済の安定

太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業による 漁具改良イメージ(分離落網の設置)



仕切網：小型浮魚類のみ通過
丈 吾：サケ等は下から2段目へ

定置網によるクロマグロの混獲状況



魚倉の状況(クロマグロ、スルメイカ、ブリ(イナダ))



漁船から選別台へ(クロマグロ、ブリ(イナダ))



選別台(クロマグロ、ブリ(イナダ))



選別台(クロマグロ、ブリ(イナダ))